

法人税改革と資本市場

藤 井 眞理子

はじめに

ただいま御紹介いただきました藤井でございます。貴重な機会をいただきまして、ありがとうございます。今日は、どうぞよろしくお願いいたします。

本日のテーマは「法人税改革と資本市場」です。私はふだん、市場の流動性や社債市場、証券化などの問題について研究を行っておりますが、最近では、多くの方の御関心がコーポレート・ファ

イナンスや企業の利益還元政策といったようなところにあるようでございます。その関係で、本日のお話の機会をいただいたときに、どのようなテーマを取り上げるのがよいか考えまして、なるべくタイムリーで有用な内容にしたいと思い、このようなテーマにさせていただきました。金融・ファイナンスの関係でも法人税は重要ですので、そのあたりに重点を置いてお話をさせていただきます。と思います。

今日は、三つのパートに分けてお話をさせていただきます。

パートIは、「法人税改革の議論と課税の現状」です。政府税制調査会のホームページには法人税の課税の状況について興味深い資料が多々出ております。非常に量が多く、幅広い議論が行われておりますが、その中の幾つかを御紹介しながら、論点を三つに絞って取り上げたいと思っております。

第一に、最近、新聞等でも、欠損法人が多いということが報道されていますが、欠損法人がどのように分布しているのか、なぜ欠損法人が多く、法人税を支払っている法人が少ないのかということ。第二に、法人課税の業種別の状況に関連する問題です。産業別に法人税負担の状況が違おうという議論もなされていますが、それをどう考えるかということ。三つ目は、「組織形態選択への影響」、すなわち、法人成りの問題のように、法人税が法人になるかどうかという選択に対してど

のように機能しているのかということです。

パートIIとして、法人課税にはどういう経済的な影響や効果があるのかを考えます。この点は種々議論されてきておりますが、未決着の論点があります。また、コーポレート・ファイナンスと関係いたします資金調達政策や配当政策、投資との関係、安倍政権が掲げている立地選択、グローバル化に伴う課題などについて、多少アカデミックスな研究の御紹介などを交えて、考え方を整理させていただきます。

パートIIIとして、「資本市場を考える会」ということでございますので、上場企業の「稼ぐ力」、グローバル化、そして、法人とはいかなるものかといった点について、法人課税の基本論に戻って話をまとめさせていただきます。

一、法人税改革の議論と課税の現状

（法人税改革の狙いと論点）

「日本再興戦略」改訂二〇一四を見ますと、日本の「稼ぐ力」を取り戻し、国を変えろということが大きなテーマになっており、その中に、成長志向型の法人税改革が位置づけられております（図表１）。法人税の実効税率を、国際競争力を高めるため、国際的に遜色のない水準に引き下げることが打ち出されております。具体的な文言としては、「数年で法人実効税率を二〇％台まで引き下げることを目指す」と書かれているわけでございます。この政策は、今年だけでなく、恐らく今後、何年かの議論につながる話だと思えます。

さらに、負担構造の改革が掲げられています。

税率を引き下げて課税ベースを拡大することにより、高収益企業の再投資余力を増大させることが狙いとして挙げられております。ただ、実際に投資がどうなるか、あるいは企業の行動がどう変わるかといった問題は、税率だけで決まる話ではありません。このあたりをどう考えるかということについては、後で少し議論させていただきたいと考えています。

なお、この後、課税の現状として御紹介する資料の多くは、政府税制調査会の法人課税ディスカッショングループの議論の中で示されております（図表の小見出し等は講演者が編集）。

六月の政府税制調査会で挙げられた改革事項は、租税特別措置の見直し、欠損金の繰越控除制度の見直し、受取配当等の益金不算入制度の見直し、減価償却制度の見直し、地方税の損金算入の

見直し、中小法人課税の見直し、公益法人課税等の見直し、地方法人課税の見直しの八つです（図表2）。これらとの関係で、資本所得課税、給与所得控除、住民税や固定資産税なども論点として提起されています。これらのうち、最初の四つは特に課税ベースの話と関係しています。また、中小法人課税の見直しについて、後で少し御紹介したいと思います。

さらに、地方法人課税における応益課税、つまり外形標準課税により課税ベースを広げようということ、あるいは、財政再建との両立を図るため、税率を下げる財源をどうするかといったことも大きな論点になっております。全体の流れとしては、二〇二〇年度に国・地方を通じた基礎的財政収支の黒字化を目指すという目標がございますので、その中に位置づけられる問題です。こうした財政状況に関わる財源についてさまざまな意見

があることは承知しておりますが、税率を下げる、課税ベースを広げるということを暗黙の前提にしつつ、財政全体の話や地方との関係については、時間の関係もあり、今日のテーマとはいたしませんので御了解ください。

（法人課税の現状）

法人課税の現状を見ていきますが、まず、国・地方を合わせた法人税率―法人実効税率―の国際比較が図表3です。法人税の議論をするときに税率をどう定義するかが問題になります。実効税率のほか、実質負担率や実質平均税率などの用語が使われることもございます。個人の場合ですと、累進課税がありますので、平均税率と限界税率を分けて、インセンティブに影響するというような話をします。ここで「実効」と言っているのは、地方税の損金部分の調整を含めたものということ

です。で、大まかに言いますと、国と地方を足した法定税率ということになります。グラフでは、下の薄いグレーの部分が国税を、上の濃いグレーの部分が地方税を表しています。

このグラフにありますとおり、日本の税率は、現在、三五・六四％になっております。アメリカを除く諸外国では、最近、税率が下がっているとよく言われます。アジアについては、韓国（二四・二％）とシンガポール（一七％）が紹介されています。

日本でも、今日に至るまでに税率は下がってきております（図表４）。このグラフは、国税の税率の推移を日本と諸外国を並べて示したものです。一九八〇年に五六％だったドイツも、二〇一四年を見ますと、ずっと下がってきております。日本の法人税は二〇一四年で二五・五％ですが、これもかつてはもっと高く、一九八〇年代に四三

％とか四二％だったものが順次下がってきたという経緯がございます。

法人課税全体における国と地方の関係は複雑で、法人税（国）、地方法人税（国）、法人住民税（県・市）、法人事業税（県）などがございますが、国の法人税収の三分の一は地方の財源になっております。国と地方の調整を今後どうするかということ、国の財政全体としては非常に大きな話だと思えます。本日は、「資本市場」というテーマに絞らせていただくため、地方分の関係は省略させていただきます。

国税と地方税を合わせますと、先ほど見た通り、税率は三五・六四％、税収は一七・六兆円（二〇一四年度予算・地方財政計画ベース）となっておりますが、そのうち国税である法人税がおよそ一〇兆円です。この中から、地方交付税の原資分などとして地方に行く部分がございまして、

地方税も入れますと、結果として一七・六兆円の
 税収の約六割、一〇・九兆円が地方分となりま
 す。

地方法人課税に関連して外形標準課税の問題が
 あり、各方面で議論がされております。最初に応
 益課税と申し上げましたけれども、法人であるこ
 とによっていろいろと便益を受けているのであれ
 ば、損益にかかわりなくある程度広く負担しても
 らうという考え方は、方向としては非常に理解で
 きるものだと私は思います。その背景には、これ
 から御紹介する欠損法人の問題もあるのではない
 かと思っております。

税目として法人税がどの程度の役割を果たして
 いるのかということについて、現時点（二〇一四
 年度予算）で大まかに見ますと、国の税収がおよ
 そ五〇兆円ですので、約二割ということになりま
 す。図表5では、薄いグレーの棒グラフが法人税

収で、左の軸で金額が示されています。ピークは
 バブルのときで、一九八八〜九〇年度の税収が多
 かったことがわかります。他方、景気後退期の二
 〇〇九年度は六・四兆円と少ない税収にとどまっ
 ております。左上のボックスにある「法人税率一
 %あたりの税収」をご覧ください。二〇一四年度
 予算では約三九〇〇億円ですが、最大で四九七三
 億円、最小で一八四六億円となっております。階
 段状の線で示した税率は、先ほど御確認いただい
 たように下がってきていますが、税収は景気の状態に
 左右され、当然、変動幅が大きくなっております。

各国も同じような状況です（図表6）。法人所得課税による税収のGDPに占める割合によって法人負担率を定義すれば、こうした推移になります。

図表7は国民負担に関する各国のグラフで、一

番下の黒い部分が個人所得課税です。日本は五・一％となっています。この黒い部分で横比較をしていきますと、韓国、中国、シンガポールといったアジアの国を除きますと、主要国の間では、日本はむしろ個人所得課税のウェイトがGDP比では低いという印象を受けます。下から二番目の斜線の法人所得課税の負担率は、三％プラス・マイナスのところに分布している国が多くなっております。国別に見ますと、日本は三・二％、アメリカは二・七％、イギリスは三・一％、ドイツは一・五％、スウェーデンは三・五％、フランスは二・一％となっております。

御案内のとおり、ヨーロッパの場合には、下から三番目の濃いグレーで示されている消費課税が重要な地位を占めており、イギリスが一〇・九％となっているほか、ドイツ、スウェーデン、フランスのいずれにおいても、それぞれ大きな濃いグ

レーのボックスが乗っているような形になっております。

この棒グラフは国民負担率ということですので、財政赤字は潜在的な負担になります。また、社会保障負担率をどうカウントするかということも、企業の負担を考えるとときには当然に影響してまいります。そういう意味で、法人所得課税だけを見て企業の負担が議論できるかというと、そういうわけにもいかず、企業の負担あるいは国際競争力を考えるときに、法人税率だけで語れるというわけではないように思います。

図表8は税目別収入（対GDP比）の国際比較で、税のところだけを見たものです。アメリカをご覧いただきますと、「S法人を含んだ場合」と書いてありますが、このS法人というのは、法人段階の課税を行わないで、パススルーとし、個人段階で課税するというタイプのもので、それを

含めると三%前後になるといふのが、このグラフで追加情報として示されている部分でございます。

（なぜ欠損法人が多いのか）

以上が課税の現状ですが、ここから先は、どのくらいの法人が法人税を支払っているのか、支払っている法人の中では業種別にばらつきがあるのか、そして、法人形態とどうつながっているのか、この三点にフォーカスした資料をお示しいと思います。

欠損法人の割合が高いということは、最近しばしば新聞等でも言われています（図表9）。欠損法人の割合は、二〇〇〇年代で六〇%台後半、リーマンショックの後ですと七割程度になっております。累積欠損金額は九年繰り越すことができ、現在七三兆円となっております。また、平均

所得は約五〇兆円になっております。グラフでは、横軸の下に伸びた薄いグレーの部分で翌期に繰り越された累積欠損金額で、横軸の上の黒い部分が所得金額（繰越欠損金控除後）です。その上にあるグレーの部分が繰越欠損金控除額を示しており、一九九〇年代後半から少し増えてきているという感じがいたします。後ほど改めて規模別にご覧いただきますが、グラフの上の方に折れ線グラフがあります。これは「欠損法人割合」を表しており、二〇一二年で七〇・三%となっております。最初にこれを見ると驚くわけですが、「広く薄く」的な発想に照らして、七割の法人が支払っていないことをどう考えるべきかということで問題提起がなされているところです。

図表10のグラフは資本金階級別利益計上法人・欠損法人割合です。薄いグレーが利益計上法人、濃いグレーが欠損法人で、合計では、利益計上法

人が約三割、欠損法人が約七割となっておりま
す。資本金別に見ていただきますと、一〇〇万円
以下から始まって一〇〇億円超までそれぞれデー
タがございます。資本金一億円以下では半分以上
が欠損法人となっています。一〇〇億円超のこ
ろで見ましても、三割弱が欠損法人というのが現
状ですが、お気づきになるのは、恐らく、欠損法
人の割合が資本金階級によってかなり異なるとい
うことだと思えます。

なお、出所として表示しております「会社標本
調査」というのは国税庁の統計で、非常に詳細に
いろいろなことが載っていて興味深い資料です。
やや横道にそれますが、今話題のトマ・ピケティ
の『二十一世紀の資本論』という本の中でも、税
の統計が経済社会の変化の分析に使われていま
す。この後もしばしば、「会社標本調査」のデー
タが出てまいります。

欠損法人の割合を時系列でみますと、平成に
入ってやや上昇傾向にあります。なお、資本金一
億円以上の法人については、制度改正で、二〇一
二年度から繰越欠損金の控除が所得の八〇%まで
に制限されましたので、欠損法人数が減っていま
す。

図表11の資料は法人税の納税状況（二〇一一年
度）を表しており、ここから法人税を納税してい
る法人は、全法人二六七万社のうちの七〇万社で
あることがわかります。八一万社は、繰越欠損金
の控除により所得がゼロになった法人です。さら
に、欠損法人が四三・四％（一一六万社）ありま
す。現在の欠損金繰越控除制度においては、資本
金が一億円を超える場合、事業年度開始の前九
年以内に開始した事業年度の欠損金額は、当期の
所得金額の八〇%を限度に損金に算入できること
になっています。残っている損失を繰り延べるこ

とができることの効果がこのように具体的に示されております。

さらに詳細な資料も出されております。財務省の資料によれば、全規模を七期さかのぼって見たときに、七期連続欠損の法人が約四四％、これを含め五期以上欠損となっているのが六割超という状況です。一方、資本金一億円超の法人では、全期所得有が四二％となっておりますので、資本金規模の小さい法人において、欠損が出ている、あるいはそれが連続しているという状況が推察できます。常識的には、果たして欠損が続いていて大丈夫なのかと思いますが、欠損の金額は資本規模が小さいと、それほど多くありません。

これらを集計したのが図表12です。中央の黒い丸のところをご覧ください。三期連続黒字がない法人です。このような法人は、本来は経営上難しい問題を抱えていると思いますが、資本金が一〇

〇〇万円以下のグループを例にとりますと、一期当たりの欠損金額の計上額が一〇〇万円以下又は三〇〇万円以下の法人が多くなっていることがわかります。

日本の法人数は、図表11の統計では二六七万社となっています。「会社標本調査」の二〇一二年度分では二五三万社ですが、おおむねその程度の数になっています。法人数を国際比較しますと、日本では法人成りしているものが多いため、法人数が多くなっているかという点、どうもそうではないように見えます。日本について一番の特色は、他の主要国ではせいぜい五〇％程度の欠損法人等（繰越控除後を含む）の割合が七二％に上るという点です。年によって変動はあると思いますが、五〇％を超えている国はそれほど多くないというのが常識的なところだと思います。

以上が、法人税を支払っている法人、支払って

いない法人の話です。

(法人課税の業種別状況)

二番目は、法人税を支払っている法人の中で、業種別にばらつきがあるのかどうかということです。

課税ベースの縮小が負担率のアンバランスをもたらしているのではないかという問題提起があります。先ほど、法人税で税収がおよそ一〇兆円と申し上げましたが、図表13は、特別措置や控除などの制度がなかったら納税額がどうなっていたかを示したグラフです。中央の薄いグレーが租税特別措置による軽減で一兆円、その右の斜線が受取配当等の益金不算入で一・四兆円、点々が海外子会社配当の益金不算入で〇・六兆円、これらを合わせた配当金の益金不算入の仲間が約二兆円、それから右から二番目のグレーで示した欠損金の繰

越控除が二・三兆円というふうになっております。

一般的なイメージとして、しばしば、租税特別措置は恣意的な設定になっているのではないかと言われます。この一兆円の適用状況については、最近、国会に非常に詳細な資料が出されておりまして、それによりますと、研究開発で四〇〇億円、その他、中小企業、引当金、資源確保などいろいろなものを含めてトータルで一兆円となっています。項目が非常に多岐にわたっておりますので、ここでこれ以上詳細を述べるのは控えさせていただきますが、この部分については、要は、政策目的が妥当かどうかというのが非常に重要な論点かと思えます。

次に、欠損金の控除額の割合を国際比較で見えますと、日本は、二〇〇五年度から二〇一一年度までは二〇%台の年が多く、制度改正後の二〇

一二年度は一七・六%です。主要国では六〇・七八%程度と、国により時期により異なりますが、概ね日本より少なくなっています。

法人税を支払っている法人の中で業種別の負担の状況がどうなっているかを見ますと（図表14）、業種別に、一番左の薄いグレーが法人税の負担額、その右の斜線が租税特別措置による軽減、グレーが受取配当等の益金不算入、点々が海外子会社配当の益金不算入、濃いグレーが欠損金の繰越控除を示しております。

これを率の形にしたのが図表15です。課税ベースが減る部分がどのくらいで、法人税の負担率がどうなっているのかについて推計がなされています。これによりますと、例えば、租税特別措置の適用が小さいサービス業や小売業が二〇%以上の負担率になっているのに対し、機械工業は一二%となっており、業種別ではらつきがあるように見

えます。

産業ごとのばらつきをどう考えるかという点で問題があるようにも思えますが、そもそも、企業の特定の行動、例えば研究開発を促進したい、設備投資を促進したい等の政策目的があつて、租税特別措置が導入されていますので、これらの措置の目的が妥当に設定されているのであれば、産業を通じて全て同じというほうが逆に不自然というふうにも考えられます。違いがあるから中立でないと言ふべきかどうかは、もう少しよく見ないと分からないのではないかという感じがいたします。例えば研究開発等ですと、医薬品など研究開発の割合の高い業種への適用が多くなるわけですが、それが政策目的に照らしてどうかという議論になろうかと思ひます。

なお、配当の益金不算入がどういう法人に適用されているかを見ますと、資本金一〇〇億円超の

法人と連結法人が大部分で、七・四兆円のうちの六・五兆円を占めております。なお、現在の制度では、持ち株比率が二五%以上ですと一〇〇%、二五%までですと五〇%が益金不算入とされております。これは、二重課税にならないようにするという趣旨を踏まえたものです。

(組織形態選択への影響)

三番目のテーマは、組織形態選択への影響です(図表16)。法人成りと言われていますが、個人事業主を選択した場合と中小企業を選択した場合で課税関係がどう違うかということでございます。

法人税法の場合、中小企業は資本金一億円以下の企業とされていますので、それが妥当かという議論が当然あるわけです。どこが違うかと申しますと、軽減税率の適用、欠損金の繰越しの年数などに違いがあります。我が国の場合は一定率の給与

所得控除がありますので、その存在によって、法人段階の課税の性質がやや変わっているのではないかと考えられます(図表17)。法人となると、給与は経費として支払われ、そこに給与所得控除が適用されますので、トータルの課税ベースとしては給与所得控除の部分が減ることになります。

他方、個人事業主の場合は一段階で課税されます。日本の給与所得控除は四〇%から五%で、上限が二四五万円となっています。政府税調の資料では、モデルケースに基づく計算がなされていますので、もし御関心がおありでしたら後ほど御参照いただければと思います。

二、法人課税の影響・効果

(未決着の論点)

ここからは、パートⅡに移ります。こうした課

税の現状を考えるに当たって、法人課税の影響を教科書的にはどのように理解しているのかを見えます（図表18）。

まず法人課税の本質をどう考えるかですが、なぜ法人税があるのかという議論は昔からあります。が決着がついているわけではありません。現実の税制では、法人が支払っているとしても、法人であることだけが課税の根拠ではありませんし、株主が支払うと考えて、そちらだけで調整しているわけでもありません。一方の極端な主張としては、所得税だけでよいのではないかという考え方もあります。つまり、法人は内部留保するか、配当を支払います。配当になれば配当課税が行われ、内部留保されればキャピタルゲインに反映されますので、それらできちんと課税できれば、法人課税は必要ないという考え方です。しかし、現実を見ますとそうとは言えないように思い

ます。法人税が現に存在しており、法人には一定の負担を求めるというのが、諸外国も含めての現実的な理解かと思いますが、例えばアメリカの教科書では、法人に課税しないと超過収益に課税ができない、留保利益が繰り延べされてしまうということなどが根拠として挙げられております。

経済学を研究している人が法人税の議論をしますと、必ず転嫁と帰着の議論というものが出てきます。法人税をかけたら法人が負担するというわけではなく、株主や最終的には製品を買う消費者や労働者など、どこかに負担が行くのではないかと、それを考えないと、誰が負担しているかという話は意味がないというのが経済学的な議論です。理屈としてはそのとおりですが、この議論は、製品市場や労働市場の需要・供給の状況等にも左右されますので、現実における蓋然性はどうかという点については結論が出ておりません。現

実的にアプローチするというのが法人税の問題の捉え方かと思えます。

(投資・資金調達政策・配当政策)

次に、政策的、金融的な面ですが、法人税の話は、経済政策との関係では、投資の促進という脈絡で捉えられることが多く、この場合、税率だけではなく、償却スケジュールも影響します。投資を加速したい場合、一般的には、加速度償却を導入するとか、投資税額控除を行うことになりませんが、これに伴って、企業が負担する実質的な税率に影響が出てきます。償却スケジュールあるいは投資税額控除などの決め方次第では、法人税率は同じでも異なった経済効果を持つような税制の設計があり得るという理解になるかと思えます。

この観点で一つ申し上げておきたいのは、投資の理論では、金利などによって投資が動くといっ

たことを仮定しますが、現実を見て、投資をコール・オプションとして捉えますと、デュープ・イン・ザ・マネー、つまり、利益の見通しが相当に確実にならないと投資しないというのが実態に近いのではないかと思います。したがって、一定の幅で税率を動かしたら、それに応じて、どのゾーンでも必ず効果が出るということにはなっていないのが現実ではないかと思えます。

資本構成に与える影響は資本市場に関係するテーマですが、教科書的には、利払いは費用として扱われるため、法人税があると負債による調達の方が有利になるという意味で、法人税の影響があるとされます。実際にその点の研究が行われておりまして、法人税が高い国は負債調達にバイアスがあるという報告がなされている例もございます。しかし、そもそも、資本構成が法人税率だけで決まるわけではないという別の有力な仮説も

あり、また、優良企業が負債を使わない例も多々あります。ほかの影響がなければ、法人税が下がる。負債の相対的な有利度が下がることになりませんが、情報の非対称性を重視する立場からは、企業は資金が必要になると、一に内部留保、二に負債、三に株式で調達すると考える仮説もございまして、これが当たっている部分も多いので、税率が変わったら企業の資本政策が変わるかという、それほど単純な話ではないように思います。

法人税は配当政策にも影響があると言われております。個人段階における利子所得、キャピタルゲイン、配当などと、それらに対する税率との関係によって、最終的に配当政策ないし資本政策が影響を受けると説明されます。アメリカなどの場合、キャピタルゲイン課税の税率が非常に高かった時期もありますので、その影響について検証が行われることがありますが、日本の場合にはこの

点も最初の関連の論点にはなっておりますが、実証的に大きな影響があると示されているわけではないように思います。

(立地政策や組織形態)

最初に御紹介したように、そもそも今回の法人税の議論は立地選択のためという話になっているのですが、多くの方がおっしゃるように、立地選択において法人課税は一つの要素にすぎないといった面もあり、どれだけ直接的に影響するのかどうかはわかりません。

立地選択の問題に関し、多国籍企業が立地選択をどう考えるかについて、テキスト等に倣い図表19の2に四つの項目を挙げました。意思決定の具体的なイメージとしては、輸出か現地生産かで課税後の収益率を比較する、現地生産の場合はどこの国を選ぶか、生産規模をどうするか、利益をど

この国に計上するかといったことが考えられ
ます。

内国法人にならない場合、どのような課税上の
ステータスになるかは国によって違いますので、
選択できる範囲でどこを選択するかということに
なります。これはこれでさまざまな論点があり、
今日のテーマの範囲は超えますが、中長期的には
非常に重要な問題だと思います。

もう一つ、一般的に言われているのは組織形態
選択への影響です。法人課税は法人化を妨げる要
因だというのが世界の標準的な理解です。しか
し、先ほどご覧いただいたように、日本ではどう
もそうではないように思えます。なぜそうなのか
に関してよく言われるのは、現行税法において中
小企業の基準は資本金が一億円以下ということ
です。二百数十万の全法人のうちの九九%が中
小企業に当たります。この中小企業の八〇〇万円

以下の所得につきましては、本来二五・五%の税
率が一九%となり、さらに租税特別措置で一五%
という軽減税率が適用されますので、給与所得控
除の問題のほかこれが影響しているのではないかと
推測されます。

政府の取り分（法人税）が減れば投資家の取り
分は増大しますので、税率引下げは市場の立場か
らはプラスかもしれませんが、日本での実物投資
が増えるのか、資本市場に資金が入るのかなど
は、そもそも、第三の矢が成功するかどうかや成
長見通しにかかっており、それらが重要な問題か
と思います。

税制改正あるいは税制変更の経済効果をどう考
えるかというのは難しい問題です。例えば住宅
ローン減税を考えてみますと、減税で住宅ローン
が利用され、負債が増えるという意味で効果はあ
るわけですが、実体経済において、例えば持ち家

対貸し家の選択に影響を与えるか、その結果として、住宅着工が増えてGDPが拡大するかというところまでトレースすることは難しいですし、評価が難しいところがございます。

税制改正の効果についてはいろいろ議論されていますが、それほど簡単に見きわめがつく問題ではないように思います。

ここで実証研究の例を少し紹介したいと思います。アメリカは、配当課税の税率がかなり高かった時期と低かった時期があります。例えば二〇〇三年のブッシュ政権時、Jobs and Growth Tax Relief Reconciliation Actによつて一時的に配当課税の引き下げ（三八・六→一五％）を行い、結果的に確かに配当が増えたといわれております。それが投資増大につながったかどうか、つまり、実物経済にどう効いたかを明らかにするのはなかなか難しいという研究が多いようです。

その前にも、一九八一年に加速度償却や投資税額控除が、企業が負担する実効税率を大幅に引き下げる手段として導入されました。この効果については両論あり、また租税回避などの問題の報告もございます。

法人税率が低い国のほうが投資が進む、成長率が高いということがよく言われますが、実際はどうなのかをみてみます。これに関してポジティブな結果に近いものを報告している一例がDjankovらの論文です（The Effect of Corporate Taxes on Investment and Entrepreneurship, Djankov, S. et al. ' American Economic Journal: Macroeconomics, July 2010）。

この研究では八五カ国を検証しております。どのように検証したかと申しますと、標準的なモデル企業を想定し、その企業にどういう税金がかかるのかを全部計算しまして、クロスセクション的

に各国間でどのような違いがあるかを見ています。ここでは、余り先端的でない、どこの国にもあるようなセラミックスの業種が想定されています。どの時点で比較するかによっても結果はかなり違ってくるのではないかと思います。論文では初年度と五年後の実効税率を比較しております。また、国によつては納税コストが大きい国もありますので、そういった要素も入れて検討しております。したがって、法人税率と資本形成やその国への直接投資がどのように関係しているかについては、簡単に比較できるようなものではなく、緻密な作業が必要になるわけです。

その中でどのようなことが示されているかと申しますと、先ほど、法人税は税効果を持つっており、法人税が高い国は負債調達のウエートが高いという理論的予測を御紹介しましたが、そういうことも示されています。また、法定税率よりも論

文で定義された実効税率が投資や直接投資にマイナスの影響を及ぼすことが示されています。法人税と投資との関係を把握することにはなかなか難しいところがあり、サービス業のデータでは、両者の関係は不明確になっております。

経済の成長などと法人税率を直接的に関係づけられるかと申しますと相当いろいろな視点から子細に調べないと、実証的な結論を導き出すのは難しいのではないかという感じがいたします。

三、中長期の課題・・・「稼ぐ力」・グローバル化・法人の捉え方

（低い収益力）

日本企業は「稼ぐ力」が弱いとされ、「日本再興戦略」でも、「稼ぐ力」を取り戻すため、コー

ポレート・ガバナンスの強化やROEを意識した経営をするべきであるということが多々取り上げられております。このことについて少し触れた上で、最後に、パートⅢとしてまとめさせていただきます。

日本企業のROEは本当に低いのか。この点については、各所でいろいろと示されていますが、図表20の資料は、「伊藤レポート」と言われる、伊藤邦雄先生が座長をされたプロジェクト報告の『持続的成長への競争力とインセンティブ―企業と投資家の望ましい関係構築―』から取ったものです。

日本はROEの中央値が低く、約5%となっており、標準偏差も低く、ばらつきも小さくなっております。みんな同じようなところにいるのではないかという指摘があるわけでございます。ほかの国について約一〇年間の中央値で見ま

すと、アメリカ、ドイツ、フランスは確かに日本より高く、ばらつきも大きくなっております。ただ、アメリカ、イギリスのばらつきが非常に大きいのは、この間にリーマンショックが発生したという事情も関係しているのかもしれませんが。

さらには、「製造業」「非製造業」「合計」の別に、日米欧のROEの比較を行った表がございます。デュポン・フォーミュラという手法でROEを分解する方法があります。これによりまず、ROEは売上高利益率と資本回転率とレバレッジに分けられます。この関連で売上高利益率にも言及しています。この表を見ますと、ROEは、アメリカが二〇%台、欧州が一五%台なのに対して、日本は非常に見劣りします。ここでのサンプル企業は、日本はTOPIX五〇〇、アメリカはS&P五〇〇、欧州はブルームバークのヨーロッパ五〇〇のようです。また、ほかの国は製造業の

ほうがROEが高いのですが、日本は非製造業のほうが高くなっております。

法人の利益状況をもう少し幅広い範囲で見たいと思います。図表21は資本金別に利益の状況を整理したものです。左から右に向かって、資本金が一〇〇万円未満の企業から一〇億円以上の企業まで並んでいます。一番右の欄が合計で、税引前当期純利益の売上高に対する比率は二・九％となっております。資本金の規模別に見ますと一％から四％程度となっており、規模が大きいほどの割合が高くなっております。少し前の財政の教科書には、大企業のほうが収益率が高いのに税負担率が低いのではないかと書いてありましたが、先ほどの欠損法人の問題からもわかるとおり、景気変動に左右される部分もあり、そう簡単には整理できるわけではないと思います。

また、一方で、ROEの低さとコーポレート・

ガバナンスの関係が云々される上場企業の問題はあるにせよ、資本金一〇億円未満の企業はさらに収益率が低いことを見ますと、こちらのほうは、国内市場の競争状況、生産性の問題、産業の収益性といったより基本的な問題がかかわってくるのではないかと思います。

（益金処分状況）

話をもとに戻しまして、上場法人と、法人税が対象にしている二百数十万社はどういう関係になっているのかを見えます。二百数十万社の大部分は、コーポレート・ガバナンスがよくなった云々ということとは別の世界にあるわけです。

利益計上法人の益金処分の推移を見てみたいと思います（図表22）。これは、一九九三年から二〇一二年の間、利益がどのように配分されたかを示した表であり、一番上が社内留保、次が配当、

その下が外国税額や地方税などのその他社外流出、一番下が法人税額を表しています。これを見ますと、内部留保が多く、半分近くにのぼることでわかります。上場企業について、近年、政策の中で、内部留保をためないで投資に使いたいということが言われているわけですが、この統計からもそうした指摘につながる背景が窺えます。

（法人の捉え方・法人課税の基本論）

「会社標本調査」に基づいて、これをさらに、資本金一億円未満の企業と一億円以上の企業、それから連結法人とに分けて再集計してみました（図表23）。

税法上の中小法人というのは資本金一億円以下の企業ですので、資本金一億円の企業がどちらに入るかという問題はあるのですが、わかりやすくするために一億円未満のところで切りました。こ

れを見ますと、一億円未満の法人では、一番下の斜線の部分ですが、支払い配当が非常に少なくなっております。さらに、法人税を支払い、その他の社外流出があつて、残りの内部留保が六〇％となっています。資本金一億円以上の企業と連結法人については、連結法人は多少違うのですが、先ほどご覧いただいた法人全体にほぼ近い形になっております。

業種別に見ますと、不動産、建設、サービスなどは内部留保の割合が高く、これは当該業種の平均的な企業規模とも関係しているようです。

業種ごとに法人の規模が違うことが推測されますので、それを確認するために業種別・資本階級別法人数の分布を作ってみますと、どの産業にも一定数の大規模法人はありますが、当然のことながら、業種によってどのような規模の法人が多いかは変わってきます。それが前二つの資料と関係

しているわけです。

再度整理しますと、全法人二五三万社のうち、利益計上法人が七五万社で欠損法人が一七八万社となっています。税法では、中小企業とその他の法人を一億円で分けておりますので、九九%に当たる二五一万社の中小企業とその他の二・五万社に分かれます（図表24）。コーポレート・ガバナンスの強化によって収益を上げるという議論の対象になっているのは、基本的には上場会社の三五〇〇社です。個人事業主は、法人成りとの関係で中小企業と類似の事業ないし実態があるわけですが、そこに課税上の問題が関係してきます。法人は、株主が有限責任となっていることを初めとして、ある意味で重要なメリットを持っていますので、法人に税負担を求めるということは、先ほどの本質論はともかくといたしましても、当然のことかと思えます。では具体的にどうするのか、法

人税の全体像を考えるに当たりまして、中長期の議論をするには、課税の基本を何に求めるのかといった問題ですとか、産業間、企業間の負担の公平といったことを議論するときに負担率をどのように定義するのかなどさまざまな問題があります。政策税制は、政策の効果があれば、それはそれで妥当なものになるわけですが、そうしたことは税に限らず、歳出面についてもあるわけです。そういったトータルな視点からの均衡論といったものも中長期的には必要ではないかと思えます。こうした問題は一朝一夕に片づくテーマだとは思いませんが、法人課税あるいは法人のガバナンスなどについて中長期な方向性を議論するに当たっては、一緒くたにするにはやや性質の異なる問題がありますので、これらをうまく整理して議論を深めていくことが重要ではないかと思えます。

以上で終わらせていただきます。御清聴、ありがとうございます。(拍手)

増井理事長 藤井先生、ありがとうございます。法人税改革に関連して、大変さまざまな、多岐にわたる問題があるということ、成長戦略との関係では、法人税だけではなく、いろいろな問題が関係してくることなどについて整理をしていただいたと思います。

それでは、御質問がある方、いかがでございますでしょうか。

質問者A 質問は二つほどあるんですけれども、結局、政策目的に照らしてどういう税の体系にするのかというところがかなり大きいと思います。そういう意味で、先ほどの成長戦略の「稼ぐ力」というところを考えると、現状、法人税減税というものの裏で、外形標準課税の拡大ということが

方向としては出ていると思います。その中で、資本割については、なくしようといった話も一部にあるかと思いますが、例えばROEとの絡みでいえば、むしろそういった資本割を強化して、稼げば稼ぐほど平均的な税率は下がっていく、そのような仕組みは考えられないのかということが一つ。

もう一つは、地方税の問題で、東京が高いので東京を下げてくださいというような話があると思いますが、一方で地方重視という政策の方向があつて、東京は高いままでむしろ地方を下げて、企業に地方に行ってもらうほうが政策の目的に合っているような感じもするのですが、そういった部分に関してもしお考えがあればお願いいたします。

藤井 どちらの問題も、今日は取り上げないテーマということで最初にお話しさせていただいたの

ですが、今の御質問で、稼げば稼ぐほどと言っているときの企業のイメージは、上場会社でしょうか、それとも一般の法人でしょうか。

質問者A 上場会社です。

藤井 広く薄くという議論ですと、大部分は、上場会社以外の一般の法人ということになります。

したがって、上場会社にどうやって稼いでもらいたいかということと、二百数十万社の負担をどう広く薄くするかというのは、別の問題なのではないかと思います。

資本割や外形標準課税について、今日はお答えを用意しておりませんが、今おっしゃった地方でどうするかなどは、結局、全体の税収をどうするかということとも関係しております。したがって、さまざまな側面もありますので、予測などをお話するのはなかなか難しいと思います。

それから、東京の税率を高くして地方に行ってもらったほうがよいのではないかというのは、そういう考え方ももちろんありますが、立地競争力との関係からいえば、地方分の税率が少し違うからといって、すぐ移転するかどうかと、それはまた別の問題だと思います。ただ、政策メッセージとして、そのような議論をしてコンセンサスができるということであれば、そうした税制はもちろんあるのかなと思います。

質問者B 先ほど、内部留保の割合は業種によって異なっているが、この点は当該業種の平均的な企業規模とも関係しているようだというお話がありました。企業規模をコントロールしてもなお内部留保が多い業種、少ない業種というのはどういう業種でしょうか。それとも、内部留保の差というのは、企業規模の差によってほとんど説明されてしまうということでしょうか。

藤井 規模別・業種別の益金処分の比率を見るということですか。直接的にはここでは計算はしていませんが。

質問者B 業種別に見て、化学は内部留保が少ないと言われますが、それは資本金の多い企業の割合が高いからということでしょうか。

藤井 一社当たりをどうやって出すかということが多分聞かれているのではないかと思いますけれども、それは計算してみないとわかりませんが、「会社標本調査」には非常に詳細に出ています。全部を計算して載せてはおりません。申しわけございません。

増井理事長 ちょうど時間になりましたので、このあたりで今日の「資本市場を考える会」を終わりにいたしたいと思います。

最後に、藤井先生にまた拍手をよろしく願います。（拍手）

（本稿は、平成二六年九月三日に行われた講演会の記録で、文責は当研究所にある。）

藤 井 眞 理 子 氏

略 歴

昭和52年	3月	東京大学経済学部卒業
52年	4月	大蔵省入省
平成9年	7月	大蔵省関税局国際調査課長
11年	4月	東京大学先端科学技術研究センター助教授
13年	3月	〃 先端経済工学研究センター教授
16年	4月	国立大学法人東京大学先端科学技術研究センター教授

(現在に至る)

図表1

Ⅰ 法人税改革の議論と課税の現状

○ 法人税改革の狙いと論点

「日本再興戦略」改訂2014

日本の「稼ぐ力」を取り戻す → 「国を変える」

→ 成長志向型の法人税改革

- 立地競争力: 数年で法人実効税率を20%台まで引き下げることを目指す
(法人実効税率=国税+地方税+調整)
- 負担構造の改革: 税率引下げ+課税ベースの拡大 → 高収益企業の再投資余力を増大させる

政府税制調査会 「法人税の改革について」(6/27)

- 地方法人課税における応益課税
- 財政再建との両立

(財政全体および地方との関係は重要な問題だが、本日のテーマとはしない)

1

図表2

法人税の改革について

(政府税調 2014.6.27)

○ 具体的な改革事項

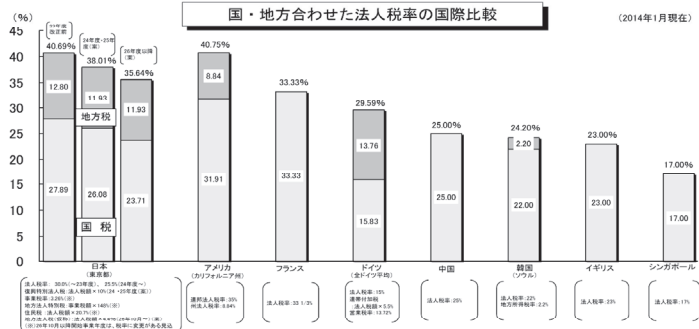
- 1) 租税特別措置の見直し
- 2) 欠損金の繰越控除制度の見直し
- 3) 受取配当等の益金不算入制度の見直し
- 4) 減価償却制度の見直し(定額法に)
- 5) 地方税の損金算入の見直し
- 6) 中小法人課税の見直し(資本金基準の妥当性)
- 7) 公益法人課税等の見直し
- 8) 地方法人課税の見直し(付加価値割りの拡大、対象法人の拡大)

○ 合わせて検討すべき事項

- a. 資本所得課税(法人段階が下がるなら上げるべき)
- b. 給与所得控除(法人成りとの関係)
- c. 住民税や固定資産税

2

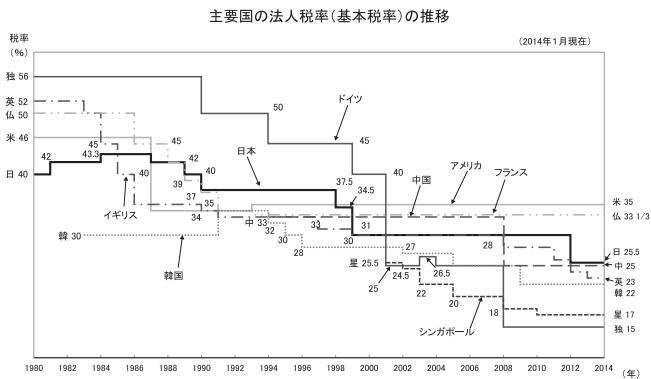
図表3 法人実効税率：
→ 立地選択、投資先の選択に影響？
グローバルな税率引下げ競争



出所：税制調査会資料

3

図表4 日本でも43.3%(80年代)から順次引下げ → 30% → 25.5%

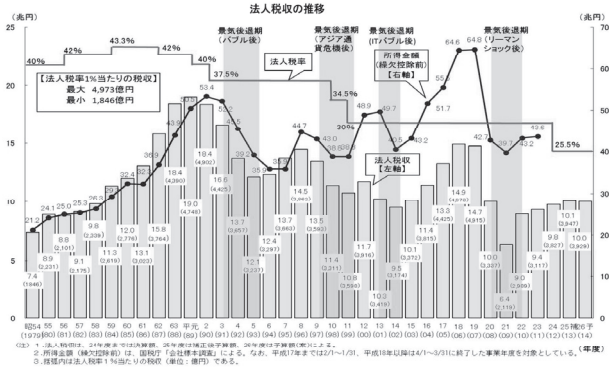


出所：税制調査会資料

4

図表5

法人税収額(国分)の推移
ピーク時:19兆円('89) → ボトム:6.4兆円('09) → 10兆円('14予算)

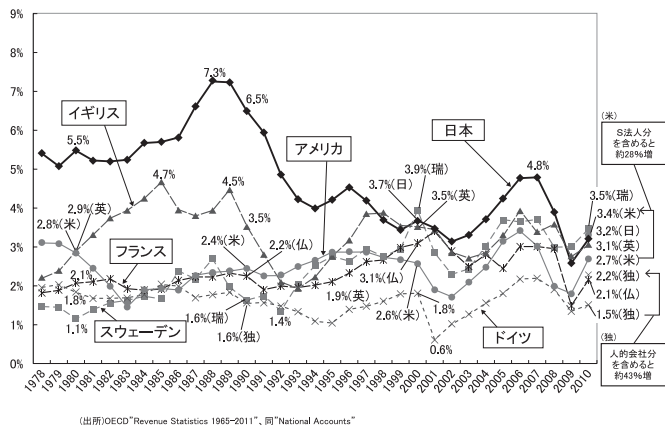


出所: 税制調査会資料

5

図表6

法人所得課税(国・地方)の税収の推移(対GDP比)

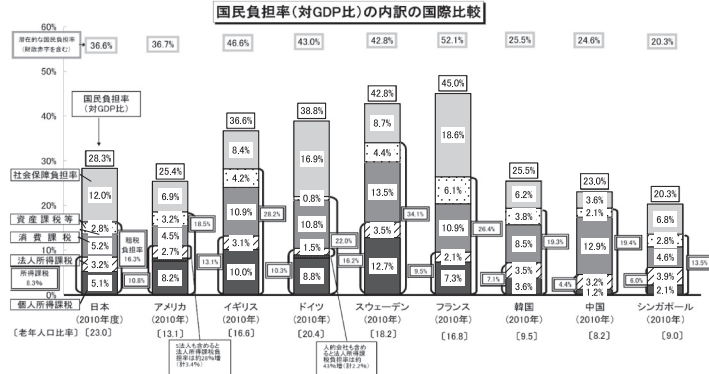


出所: 税制調査会資料

6

図表7

法人所得課税のウェイト: 国際比較



出所: 税制調査会資料

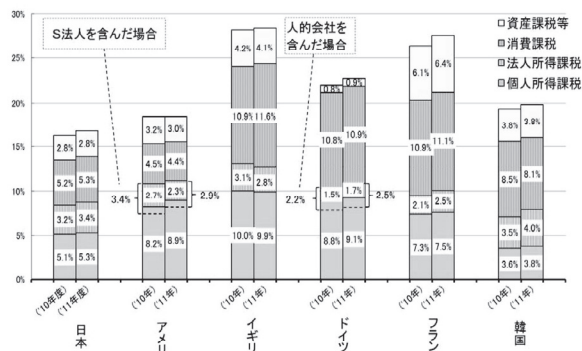
7

図表8

低い租税収入規模→大幅赤字・法人税収規模のGDP比は小さい

→ 税収の中での法人税の構成比は約20%

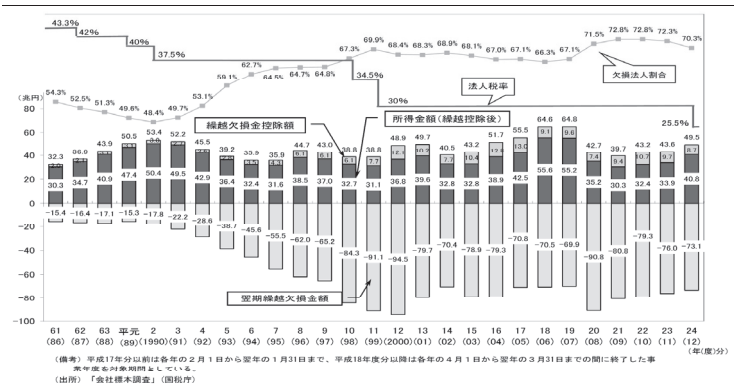
税目別収入(対GDP比)の国際比較(2010、2011)



出所: 税制調査会資料

8

図表9 A 欠損法人：高水準横ばいの欠損法人割合
2000年代 66～69%、'08以降 72%程度
累積欠損金額：73兆円（2012年度末）（10年平均所得＝49.9兆円）



出所：税制調査会資料

9

図表10 資本金階級別利益計上法人・欠損法人割合（平成24年度）
資本金1億円以下では半分以上が欠損法人

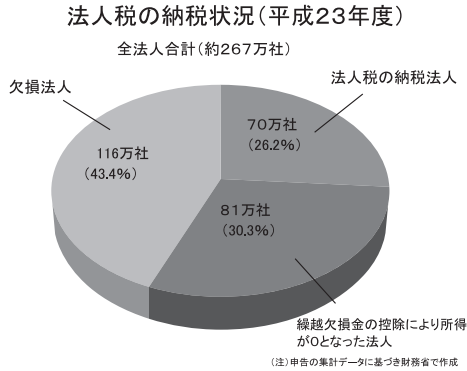
	利益計上法人	欠損法人	平成23年度 利益計上法人割合
合計 (2,525,984社)	29.68% (749,731社)	70.32% (1,776,253社)	(27.68%)
資本金100万円以下 (205,454社)	31.00% (63,700社)	69.00% (141,754社)	(29.22%)
資本金500万円以下 (1,220,915社)	25.00% (305,168社)	75.00% (915,747社)	(22.74%)
資本金1,000万円以下 (738,171社)	30.27% (223,454社)	69.73% (514,717社)	(28.27%)
資本金5,000万円以下 (269,953社)	41.21% (120,735社)	58.79% (172,218社)	(39.91%)
資本金1億円以下 (45,431社)	47.52% (21,589社)	52.48% (23,842社)	(45.51%)
資本金10億円以下 (10,512社)	65.04% (10,739社)	34.96% (5,773社)	(62.00%)
資本金50億円以下 (3,300社)	70.12% (2,370社)	29.88% (1,010社)	(56.97%)
資本金100億円以下 (787社)	70.14% (552社)	29.86% (235社)	(57.26%)
資本金100億円超 (1,138社)	70.12% (788社)	29.88% (340社)	(52.87%)
連結 (1,243社)	50.36% (626社)	49.64% (617社)	(35.73%)

出所：会社標準調査（国税庁）

10

図表 11

欠損法人の4割は繰越欠損金の控除により所得ゼロ

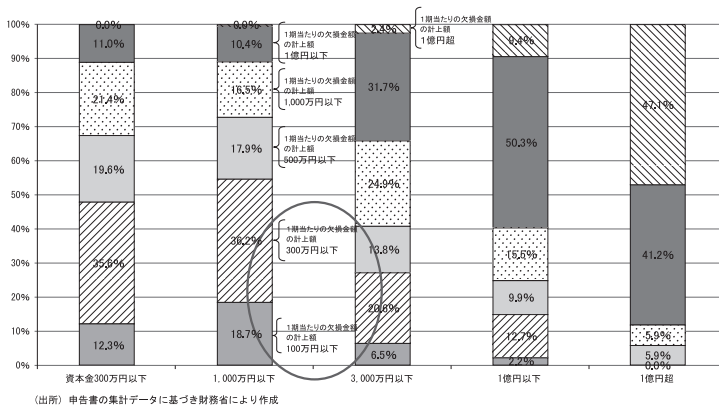


出所: 税制調査会資料

11

図表 12

7期欠損(うち3期繰越控除適用)法人のうち、3期連続黒字がない法人
→小規模法人では1期当たりの欠損金額の計上額が100~300万円程度

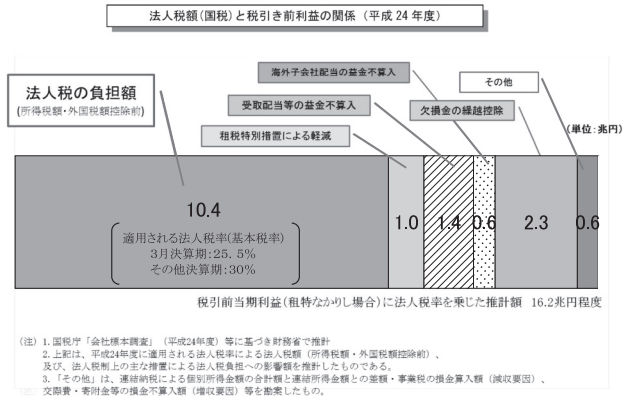


出所: 税制調査会資料

12

図表13

B 課税ベースの縮小と業種別負担額 欠損金の繰越控除、租特、受取配当の益金不算入等

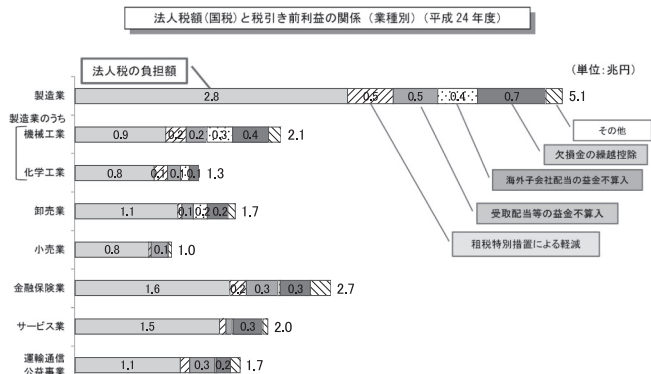


出所:税制調査会資料

13

図表14

業種別の法人税額(国税分)

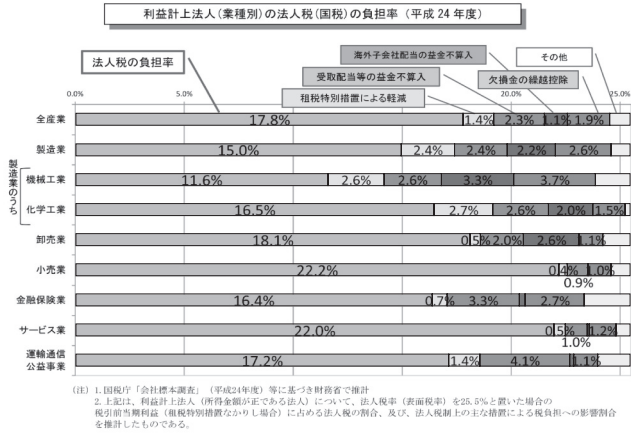


(注) 1. 国税庁「会社標準調査」(平成24年度)等に基づき財務省で推計
2. 上記は、平成24年度に適用される法人税率による法人税額(所得税額・外国税額控除前)、及び、法人税制上の主な措置による法人税負担への影響額を推計したものである。
3. 「その他」は、連結納税による個別所得金額の合計額と連結所得金額との差額・事業税の損金算入額(減収要因)、交際費・寄付金等の損金不算入額(増収要因)等を勘案したものである。

出所:税制調査会資料

14

図表15 業種別の法人税の負担率(国税分)



出所: 税制調査会資料

15

図表16 C 組織形態選択への影響

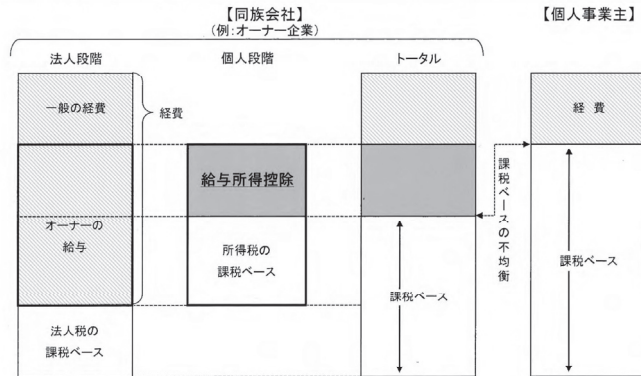
	中小企業(資本金1億円以下)	個人事業主(青色申告)
税率	(国税) 法人税: 15%(H24.4.1~H27.3.31)(年800万円以下の所得) 25.5%(年800万円超の所得) 地方法人税: 法人税額に対し4.4%(H26.10.1以後) (地方税)(H26.10.1以後) 法人住民税: 法人税額に対し12.9% 法人事業税: 3.4%(課税所得400万円以下)、 5.1%(800万円以下)、 6.7%(800万円超) 地方法人特別税: 法人事業税額に対し43.2% ※上記のほか法人住民税の均等割(最低7万円)がある。	(国税) 所得税: 5%(課税所得195万円以下)、 10%(330万円以下)、20%(695万円以下) 23%(900万円以下)、33%(1,800万円以下) 40%(4,000万円以下)、 45%(4,000万円超: H27年分から) (地方税) 個人住民税: 10% 個人事業税: 3~5%(事業主控除290万円) ※上記のほか個人住民税の均等割(4,000円)がある。
代表者(役員)報酬	・法人段階: 原則損金算入(定期同額のもの等) ・個人段階: 給与所得控除あり	・法人段階: ー ・個人段階: 所得を得るために必要となった経費は、必要経費として事業所得から控除(給与所得控除はない)。 ・その他: 青色申告特別控除あり(65万円/10万円)
家族従業員給与	・損金算入(ただし過大分等は損金不算入)	・必要経費に算入可能(相当と認められる範囲内) ※事業に専従していることが要件。事前に税務署への届け出が必要
欠損金の繰越し	・9年間繰越可能(青色申告者のみ)	・3年間繰越可能(青色申告者のみ)
減価償却	・定額法・定率法等で計算した償却限度額の範囲内(法人が損金経理した金額)	・定額法・定率法等で計算した金額

出所: 税制調査会資料

16

図表17 給与所得控除の存在により法人段階の課税が変質

事業形態の選択による課税の不均衡



出所：税制調査会資料

17

図表18

Ⅱ 法人課税の影響・効果

○ 未決着の論点

- 1 法人課税の本質(担税力の根拠)
- 2 最終的に誰が負担しているのか(帰着の問題)

○ 法人税制と投資・資本政策

- 1 投資への影響
 - 税率、償却スケジュール、投資税額控除など
- 2 資本構成
- 3 利益還元政策(配当政策)
- 4 グローバルな立地選択への影響
- 5 組織形態

18

図表19

グローバル化に伴う課題

- 1 選択肢：課税地（個人所得課税との関連もある）、投資先など
- 2 多国籍企業の意味決定の具体的なイメージとしては：
 - 1) 輸出OR現地生産の選択・・・課税後収益率の比較（平均税率）
 - 2) 現地生産の場合、投資先国の選択・・・平均税率
 - 3) 生産規模の選択・・・限界税率（一定の税制の場合、影響なし）
 - 4) （可能な範囲で）利益を計上する国の選択（法定税率）
 - － 法人税（主に平均税率）の一定の影響を報告する研究が多い
- 3 Tax competition 通常扱われるのは資本をめぐる競争
 小国開放経済の場合 課税後収益率は国際市場で決まる
 比較的少ない数の国での競争 法定／平均／限界税率での複雑な競争
 * BEPS (Base Erosion and Profit Shifting)・・・「税源浸食と利益移転行動計画」
- 4 海外所得への課税 global systemか、territorial systemか、外国税額控除、repatriation（多くの国がglobal system、日本：内国法人は全世界所得、外国法人は国内源泉所得のみ）

19

図表20

III 中長期の課題 「稼ぐ力」・グローバル化・法人の捉え方

ROEの国際比較（2000年～2010年の中央値）

	カナダ	ドイツ	フランス	UK	日本	韓国	シンガポール	台湾	USA
中央値	4.8	5.9	8.4	3.8	5.0	7.0	9.4	7.6	7.7
標準偏差	43.3	39.3	25.2	964.1	10.4	16.8	30.1	14.9	158.3

日・米・欧の比較

		ROE	売上高利益率
日本	製造業	4.6%	3.7%
	非製造業	6.3%	4.0%
	合計	5.3%	3.8%
米国	製造業	28.9%	11.6%
	非製造業	17.6%	9.7%
	合計	22.6%	10.5%
欧州	製造業	15.2%	9.2%
	非製造業	14.8%	8.6%
	合計	15.0%	8.9%

（出所）「持続的成長への競争力とインセンティブ～企業と投資家の望ましい関係構築～」プロジェクト（伊藤レポート）最終報告書、平成26年8月

20

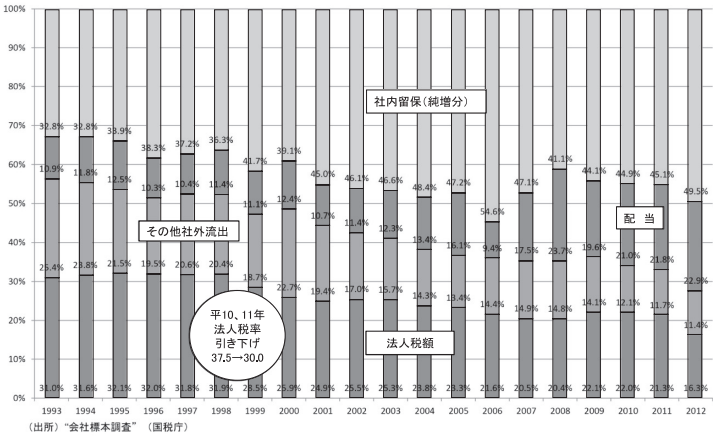
図表21 資本金規模別の利益等の状況

資本金	1千万円未満	1千万円以上 5千万円未満	5千万円以上 1億円未満	1億円以上 10億円未満	10億円以上	合計
売上	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
売上総利益	41.4%	27.3%	21.7%	19.1%	19.7%	23.5%
販管費	40.5%	25.3%	18.6%	15.9%	15.8%	20.6%
営業利益	0.9%	1.9%	3.0%	3.2%	3.8%	2.9%
税引前当期純利益	1.6%	1.8%	2.7%	3.1%	3.8%	2.9%
法人税、住民税及び 事業税	0.7%	0.9%	1.1%	1.2%	1.3%	1.1%
当期純利益	0.9%	0.9%	1.6%	1.8%	2.4%	1.7%
役員給与・賞与	9.3%	3.5%	1.1%	0.5%	0.2%	1.9%
従業員給与・賞与	15.1%	14.0%	11.9%	10.5%	7.6%	10.8%
福利厚生費	1.4%	1.6%	1.5%	1.7%	1.8%	1.7%
1社当たり役員数	1.7人	2.3人	3.3人	4.2人	9.1人	2.0人
1社当たり従業員数	4.5人	15.6人	88.4人	218.0人	1398.8人	14.9人

出所：法人企業統計調査（平成24年度）
（税制調査会資料）

21

図表22 利益計上法人の益金処分の推移

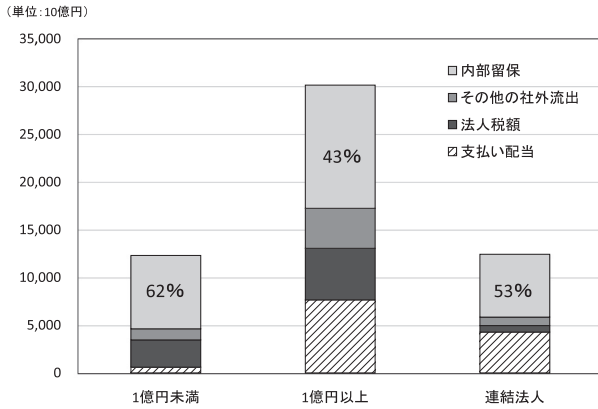


出所：税制調査会資料

22

図表23

益金処分の状況(資本金別:2012年度)

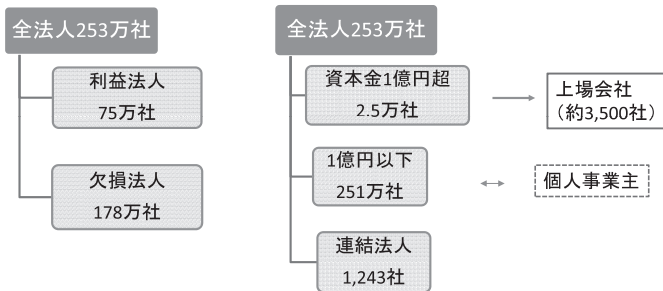


出所:会社標本調査(国税庁)

23

図表24

法人の分類(2012年度)



24